

消費者支援ネット

# ニュースレター

〒400-0032

甲府市中央4-3-19 桜商事ビル3階

電話・FAX

055-269-7771

Mail [info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)

## 第8回総会が開催されました

日時 2022年5月31日(火) 10:30~11:00

場所 山梨県男女共同参画推進センター 小研修室1



### 【議事について】

「第1号議案：2021年度事業報告承認の件」「第2号議案：2021年度活動計算書承認の件」

「第3号議案：2022年度事業計画承認の件」「第4号議案：2022年度活動予算承認の件」

◆全議案すべてが、賛成多数で採択されました。 ◆来賓メッセージは裏面をご覧ください。



「やまなし消費者支援ネット」は  
適格消費者団体の認定を目指す  
NPO法人です。

2022年度の理事会メンバー  
です。(理事・監事17人)  
認定をめざして頑張ります！  
ご支援ご協力をお願いします。

### 理事のひとこと

やまなし消費者支援ネットは、弁護士等専門家と消費者団体及び消費者での構成が条件となっています。条件があるのは、「適格消費者団体認定」をめざしているからです。認定されると(1)事業者の不当な行為(不当な勧誘・契約条項・表示など)の差止を行うため、弁護士、司法書士、消費生活相談員などが法律に照らして妥当かどうかを調査し、問題があれば差止を行います。(2)もう一つの特徴は、消費者被害の防止などに広く取り組むために、消費者団体や消費者が啓発活動(消費者講座など)や広報活動を行っています。消費者被害防止には多くの消費者の情報が必要です。情報提供にご協力をお願いいたします。

副理事長 大塩祐治

### ★消費者被害・トラブル110番 弁護士無料相談会を開催します★

日時 2022年7月23日(土) 10~12時、13~15時

場所 ユーコープちづか店 コミュニティルーム 甲府市千塚5-14-2(千塚公園西側)

◎「訪問販売・買い取り」「電話勧誘」「身近なチラシや広告の疑問点」など、なんでもお気軽にご相談ください！

## [第8回総会 来賓メッセージのご紹介(概要)]

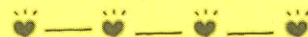
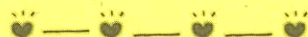
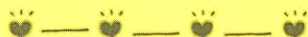
### ◆山梨県県民生活安全課課長 北村徹 様

「日頃より、本県消費者行政の施策、事業の推進に関し御理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

本年4月の成年年齢引き下げにより、18歳、19歳の若者が消費者トラブルに巻き込まれ被害に遭うケースの増加が懸念されております。複雑化、多様化した消費者トラブルを解決し、県民の消費生活の安定や向上を図るために、貴団体には引き続きお力添えくださいますようお願い申し上げます。」

### ◆山梨県県民生活センター所長 古屋万恵 様

「皆様におかれましては、消費者被害の防止と救済のため様々な活動をされておりますことに敬意を表します。当センターへの消費生活相談では、SNSをきっかけとしたトラブルや定期購入、副業に関するトラブルが増加しており、またデジタル化進展に伴うトラブルなども増えると予想されます。貴団体におかれましては、今後も本県県民の消費生活における保護強化のため、ご尽力いただけますようご期待いたしております。」



## シリーズ!みんなで学ぼう!

### ◆ 消費者を守る4つの法律をシリーズで掲載します



#### その1 [消費者契約法]・・・消費者の契約一般に関する法律です。

消費者契約法は、消費者契約（消費者と事業者との間の契約）について定めた法律で、次のようなことが規定されています。

- ① 事業者の不当勧誘行為（事実と異なることを告げて勧誘する、不安を煽ったり困惑させたりして勧誘する、必要以上の過量販売をする、恋愛感情や好意を利用して勧誘する、など）を禁止し、違反があった場合には契約を取り消すことができます。
- ② 不当な損害賠償義務を定めた契約条項（業者の賠償額を不当に免除・減額したり、消費者の賠償額を不当に増額したりするような契約内容）は、無効になります。
- ③ 信義則に反して消費者に一方的に不利な契約条項は、無効になります。

消費者契約法は、当法人が目指している適格消費者団体について定めている法律でもあります。

●次回は「景品表示法」について学びます。

### ◆どなたでも会員になれます。

消費者被害をなくす活動を進めていくために会員になっていただける方を募集しています。

詳しくはホームページをご覧ください。



### ◆協力員を募集します。

消費者講座の運営協力や、ニュースレター発送作業などをしていただけの方、大歓迎です!



情報を  
お寄せください!

◎身近な消費者トラブルの被害情報の提供をお願いします。チラシや広告の疑問や、不審な情報をお寄せください。消費者被害を防ぐための諸活動に活かします。

詳しくはホームページをご覧ください。

「やまなし消費者支援ネット」で検索できます。